

入 札 説 明 書

入札参加申請及び入札については、公告によるほか、この説明書により取り扱うものとする。

この公告の工事は、入札を、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）（以下「運用基準」という。）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）で行う工事である。なお、電子入札システムにより難しい場合は、契約担当者（知事又は知事の委任を受けて契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。

【共通する事項】

1 競争入札に付する事項

別添入札公告の地域維持型契約方式公募公告個別事項（以下「個別事項」という。）の表中「入札参加者を公募する事項」に掲げるとおり

2 入札の方法

この公告の工事は、入札参加を希望する者を募集し、その応募者の中から入札参加者を選定する公募型指名競争入札である。

3 調達をする維持管理工事の仕様その他の明細

別途貸与又は閲覧に供する設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）のとおり

4 設計書等の貸与及び閲覧

(1) 設計書等は、個別事項の表中「設計書等の貸与期間」に掲げる期間に、様式1「設計書等貸与申請書」を個別事項の表中「設計書等の貸与、閲覧に供する場所」に掲げる場所に提出した者に対して、上記の期間内において、原則として、3日間に限り貸与する。なお、閲覧についても上記の場所で実施する。

(2) 前項の3日間は、貸与した日を初日として計算し、休日を含まない。

(3) 愛媛県庁ホームページ（入札情報（建設工事等））により閲覧に供する設計書等を閲覧する場合においては、様式1「設計書等貸与申請書」の提出は不要である。

5 入札説明書についての質問

(1) 入札説明書についての質問は、個別事項の表中「入札説明書についての質問提出期間」に掲げる期間内に、質問事項を記載した書面を持参又は郵送等（書留又は簡易書留又は信書便でこれらに準ずるもののうち配達記録が残るもので期限の最終日の午後5時までに到着したものに限る。以下同じ。）により、個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げる場所へ提出すること。なお、質問事項には入札参加申請者名が特定できる内容を記載しないこと。

(2) 入札説明書についての質問に対する回答は、愛媛県庁ホームページ（入札情報（建設工事等））に掲載することにより行う。

【入札参加申請（公募）に関する事項】

6 入札参加者の選定の方法

別添公告の地域維持型契約方式公募公告共通事項（以下「共通事項」という。）の2(5)に掲げるとおり

なお、入札参加者を選定した時は、全ての入札参加者に対して電子入札システムにより指名通知を行い、入札参加者として選定されなかった者に対しては、書面により通知を行う。

7 入札参加申請時に提出する資料

(1) 入札参加申請時に提出する資料は次のとおりとする。

ア 事業協同組合（以下「組合」という。）の場合

- ① 入札参加申請書（別紙 1 A）
- ② 入札参加資格確認資料（別紙 2）（記載事項を証する書類を含む）

イ 地域維持型建設共同企業体の場合

- ① 地域維持型建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書（別紙 1 B）
- ② 共同企業体協定書の写し（別紙 1 B－1）
- ③ 入札参加資格確認資料（別紙 2）（記載事項を証する書類を含む）

(2) 入札参加資格確認資料（別紙 2）の記載事項を証する書類は次のとおりとする。

また、直近の経営事項審査（審査基準日が開札日から起算して過去 1 年 7 月以内であるもののうち、直近のものをいう。以下同じ。）の結果通知書の写し及び格付け結果通知の写しについて提出を求められた場合は、速やかに提出すること。

ア 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定による更生手続開始の申立てがなされている者は、民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定の写し

イ 監理技術者（主任技術者）の資格等を証する書類は、個別事項の表中、「組合」、「共同企業体の代表者」又は「共同企業体の代表者以外の構成員」の欄の「法令による資格・免許等」に掲げる免許等（建設業法第 27 条に基づき国土交通大臣が行う技術検定の合格証明書については、国土交通大臣が交付する合格証明書の受領までの期間は指定試験機関が通知する合格通知書で代えることができる。）の写し（請負予定金額 4,500 万円以上の場合は、監理技術者資格者証の写し等の 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係を証する書類を含む。）

ウ 建設業法第 26 条第 3 項第 2 号に規定する監理技術者を配置する場合は、監理技術者補佐（同号に規定する監理技術者が行うべき職務を補佐する者をいう。以下同じ。）についても、その資格等を証する書類として、次の書類を提出すること。

- ① 個別事項の表中「許可業種」に関して、建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハ、又は同法第 15 条第 2 号イ、ロ若しくはハに該当する者であることを証する免許等の写し
- ② 建設業法第 27 条第 1 項の規定に基づく 1 級の技術検定のうち、個別事項の表中「許可業種」に対応する検定種目の第 1 次検定に係る合格証明書等の写し（同法第 15 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者にあつては、不要）
- ③ 監理技術者資格者証の写し等の 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係を証する書類

エ 社会保険等の届出の義務に関する書類については、直近の経営事項審査の結果通知書の写し。ただし、経営事項審査の結果通知書において、健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の加入状況が「無」となっているが、その後、当該社会保険等に加入又は適用除外となった場合は、当該事実を証する次のいずれかの書類の写し等

（健康保険及び厚生年金保険）

- ・ 社会保険料納入証明書
- ・ 保険料納付領収証書

（雇用保険）

- ・雇用保険料納入証明書
- ・労働保険概算・確定保険料申告書の控え及び保険料領収済通知書

また、届出の義務を有しない者であって、上記書類を提出することができない場合は、誓約書（入札参加資格確認資料（別紙2）その1－2）

8 その他入札参加申請に必要な事項

(1) 組合及び共同企業体に共通する事項

ア 入札に参加しようとする者の間の資本関係又は人的関係に係る参加制限

共通事項の1(1)ク及び1(2)イ③に掲げる入札参加資格により、入札に参加しようとする他の者（共同企業体の構成員である場合を含む。）との間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がある場合、当該関係がある者の入札参加資格は認めない。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「再生手続が存続中の会社」という。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）である場合は除く。

- 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a)については、会社の一方が再生手続が存続中の会社又は更生会社である場合は除く。

- 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- 一方の会社の役員が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ 組織関係

組合と当該組合の組合員を構成員とする共同企業体の関係にある場合

④ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①から③と同視しうる資本関係、人的関係又は組織関係があると認められる場合

イ 配置予定監理技術者（主任技術者）

配置予定監理技術者（主任技術者）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により技術者の専任が義務づけられている場合にあっては、この工事に専任が可能な技術者であり（建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者である場合は、専任の監理技術者補佐を配置すること。一方、請負予定金額が4,500万円未満の場合は、専任を要しない。）、かつ、入札参加申請日以前に申請者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者とする。なお、企業集団内の出向社員については、令和6年3月26日付け国不建技第291号国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知の取扱いに基づき、雇用関係を認めるものとする。

(2) 共同企業体のみに関する事項

ア 共同企業体の結成

- ① 共同企業体は、共通事項の 1 (2) アに掲げる構成員数により、かつ、共通事項の 1 (2) イに掲げる要件を全て満たす者の組み合わせにより、任意かつ自主的に結成すること。
- ② 共同企業体の結成に当たっては、地域維持型建設共同企業体協定書モデル案（別紙 1 B－1）を参考にすること。
- ③ 共同企業体が行う工事の入札、請負契約の締結、請負契約に基づく行為については、共同企業体代表者の代表取締役が行うこととする（支店長等の代理人との契約は行わない。）。

なお、このことから、別添入札公告の 2 (1) に掲げる電子証明書（ＩＣカード）の取得及び電子入札システムへの利用者登録についても、運用基準 11－1 (3) に定めるとおり、共同企業体の代表会社の代表者名義で行わなければならないので、留意すること。

【入札に関する事項】

9 入札保証金に関する事項

共通事項の 7 (1) アに掲げるとおり、共通事項の 2 (5) に掲げる入札参加者選定の結果、入札参加者として選定された者については入札保証金の納付を免除する。

10 落札者の決定の方法

共通事項の 6 に掲げるとおり

なお、落札者が決定した場合は、原則として全ての入札参加者に対して電子入札システムにより落札者決定の通知を行うものとし、契約締結後、入札情報公開システムにおいて入札結果を公表する。ただし、紙入札方式による入札参加者に対しては次に掲げるところによるものとする。

- (1) 紙入札方式による入札参加者が落札者であるとき

当該落札者に対して書面により落札者決定の通知を行う。

- (2) 紙入札方式による入札参加者が落札者以外であるとき

入札情報公開システムに入札結果を公表することをもって落札者決定の通知に代える。

11 開札に立ち会う者に関する事項

電子入札システムによる入札参加者で立会いを希望する者は、開札に立ち会うことができるものとする。また、やむを得ず紙入札方式による参加者は、開札に立ち会うものとする。ただし、当該紙入札方式による参加者が開札に立ち会わない場合においても開札するものとする。

12 電子入札等に関する事項

- (1) この公告の工事は、原則として、入札参加者への指名通知、入札書の提出、開札等の行為を電子入札システムにより行う工事である。

- (2) 紙入札方式による場合

入札参加者にやむを得ない事由（運用基準 2－1 に定めるものに限る。）があると認められる場合に限り、紙入札方式によることができる。当初から紙入札方式を希望する者は、個別事項の表中「入札期間」に掲げる期間内の受付時間中（休日（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第 3 号）第 1 条に規定する県の休日という。以下同じ。）を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までという。以下同じ。）（以下「紙入札書等提出期間」という。）に、運用基準 2－1 に定める紙入札方式参加承諾願を個別事項の表中「契約条

項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げる場所へ持参又は郵送等により提出すること。

(3) (2)により紙入札方式での入札参加を認めた者については、当該入札に限り、紙入札方式から電子入札への再度の移行は認めない。

(4) 13(1)イに掲げる工事費内訳書は、個別事項の表中「入札期間」に掲げる期間内に、電子入札における入札書に添付して提出すること。

ただし、やむを得ず紙入札方式による者にあつては、入札書及び工事費内訳書を、紙入札書等提出期間に、持参又は郵送等により個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げる場所へ提出すること。この場合、入札書及び工事費内訳書は、二重封筒とし、表封筒に入札書及び工事費内訳書在中の旨を朱書し、それぞれ別の中封筒に入れ、それぞれの表に入札件名及び「入札書」又は「工事費内訳書」を表示し、密封したものを提出すること。

13 その他入札に必要な事項

(1) 入札方法

ア やむを得ず紙入札方式による場合、入札書の様式は様式2のとおりとする。この場合、必ず電子くじ入力番号（任意の3桁の数字）を記載すること。

イ 入札書の提出に際し、工事費内訳書の取扱いについて（別紙3）をよく読むとともに、入札書に記載される金額に対応し、工事区分及び工種ごとに金額を記載した工事費内訳書を添付すること。工事費内訳書の様式は、様式3のとおりとする。

ウ やむを得ず紙入札方式による場合、委任状については、代表者からの委任とし、入札書と併せて提出すること。委任状の様式は、様式4の内容を具備した自社様式でも可とする。

エ この工事は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「規則」という。）第134条第1項の規定に基づき、最低制限価格を設定しており、この価格を下回る価格で入札を行った者は落札者とししない。

オ 愛媛県建設工事入札者心得（別紙5）及び運用基準を遵守すること。

(2) 契約保証金

共通事項の7(1)イに掲げるとおり。具体的な取扱いについては、「契約の保証について」（別紙6）を参照のこと。

(3) 契約書

この工事の請負契約に使用する工事請負契約書は、個別事項の表中「設計書等の貸与、閲覧に供する場所」に掲げる場所で閲覧に供する。

(4) 支払条件

個別事項の表中「支払条件」に掲げるとおり

(5) その他

ア 落札決定後、請負契約の締結までの間に、落札者（共同企業体の場合は全ての構成員）が共通事項の1に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合又は談合等不正行為の事実が発覚した場合若しくは請負業者の役員等が贈賄等で逮捕され、社会的影響が大きいと判断される場合には、契約を締結しないことがある。

イ 落札決定時において、契約日までの間、引き続き有効な経営事項審査がない落札候補者（共同企業体の場合は、引き続き有効な経営事項審査がない構成員を有する場合）については、当該落札候補者が提出した入札書を無効とする。

ウ 本説明書の別紙及び様式（入札参加申請書（別紙1A）、地域維持型建設共同企業

体競争入札参加資格審査申請書（別紙１Ｂ）、地域維持型建設共同企業体協定書モデル案（別紙１Ｂ－１）、入札参加資格確認資料（別紙２）及び工事費内訳書（様式３）を除く。）については、えひめ電子入札共同システムポータルサイトの「各自治体情報」の表中「愛媛県」欄に掲載する。

エ 本入札に係る工事の施工において設置する現場代理人及び副現場代理人については、受注者との直接的な雇用関係を求める。具体的な取扱いについては、「現場代理人の設置について」（別紙７）を参照のこと。

オ 落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法第20条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、契約担当者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて「通知書」（様式５）により通知すること。